

第2次上山市障がい者活躍推進計画

令和8年4月

上山市長
上山市議会議長
上山市選挙管理委員会委員長
上山市監査委員
上山市農業委員会会長
上山市教育委員会教育長
上山市消防長

1 はじめに

令和元年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

本市においては、令和2年度に「上山市障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用に努めてきましたが、引き続き積極的な採用活動を行うとともに、障がい者が障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、市全体を挙げて取り組んでいくため、「第2次上山市障がい者活躍推進計画」を策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 障がい者雇用に関する課題等

(1) 上山市、教育委員会

障がい者雇用率制度において上山市と教育委員会は特例認定を受けており、令和7年6月1日時点における教育委員会を含む上山市全体の実雇用率は2.78%で、法定雇用率2.8%を下回っているものの不足数は0.0人で、法定雇用率を達成している状況です。

しかしながら、法定雇用率は令和8年7月1日より3.0%に引き上げられることとなっており、引き続き積極的な採用活動を行うとともに、採用した障がい者である職員が活躍できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要となっています。

(2) 議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

職員総数が少数の小規模な機関であり、障がい者である職員を現に雇用していません。

(3) 消防本部

消防吏員は障がい者雇用率制度における除外職員であり、障がい者である職員を現に雇用していません。

4 目標

(1) 上山市、教育委員会

ア 採用に関する目標

各年度6月1日時点の実雇用率が法定雇用率以上を目指します。

【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行います。

イ 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせません。

【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行います。

(2) 議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部

ア 採用に関する目標

上山市と連携し、障がい者の雇用促進を目指します。

イ 定着に関する目標

上山市と連携し、障がい者の定着促進を目指します。

5 取組内容

(1) 上山市、教育委員会

ア 障がい者の活躍を推進する体制整備

(ア) 障がい者雇用推進者として次の者を選任します。

機関名	障がい者雇用推進者
上山市	庶務課長
教育委員会	教育企画課長

(イ) 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知します。

(ウ) 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講座を受講させます。

イ 障がい者の活躍となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

ウ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(ア) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際に、障がい者である職員から必要な配慮等の有無について把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施します。

(イ) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- a 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- b 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- c 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- d 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- e 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

エ その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

(2) 議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部

ア 障がい者の活躍を推進する体制整備

(ア) 障がい者雇用推進者として次の者を選任します。

機関名	障がい者雇用推進者
議会	議会事務局長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長
監査委員	監査委員事務局長
農業委員会	農業委員会事務局長
消防本部	消防次長

(イ) 障がい者を雇用した場合には、障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者の相談窓口を設置し、周知します。

(ウ) 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講座を受講させます。

イ 障がい者の活躍となる職務の選定・創出

障がい者を雇用した後、身体障がい等により従来 of 業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

ウ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(ア) 障がい者を雇用した場合には、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際に、障がい者である職員から必要な配慮等の有無について把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施します。

(イ) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

a 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

b 自力で通勤できることといった条件を設定する。

c 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

d 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

e 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

エ その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達 of 推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍 of 場の拡大を推進します。